

～ 暮らしのサポーター活動報告の事例を紹介 ～

伝えるサポーター

- (家族に)
 - ・ 家族に電話勧誘や訪問販売のトラブルについて注意した。
- (地域で)
 - ・ 防災会役員会で暮らしの製品事故について伝えた。
 - ・ ちらしを町内に配布し、相談があればセンターを紹介した。
- (高齢者に)
 - ・ 近所の一人暮らしの高齢者にメルマガの情報を伝えた。
 - ・ 老人クラブの会合で、消費者被害に遭った場合は消費者情報センターに相談するよう話し、電話番号を伝えた。
- (青少年に)
 - ・ 孫にインターネットのサイト利用での不当請求について話した。
 - ・ オンラインゲームの注意点について話した。

活動するサポーター

- ・ 訪問販売で購入した布団のクーリング・オフの仕方を助言した。
- ・ 一人暮らしの女性から「業者が再三訪れ、屋根が傷んでいるからと修理を勧められてくる」と相談を受け調査したが、問題なかった。業者には私からもう来ないように伝えた。
- ・ パブリックコメントに意見を提出した。友達に暮らしのサポーター制度を説明し、加入してもらった。

活動手帳に記録します

教えるサポーター

- * 講座の講師をした。
 - ・ 「悪質商法の手口」
 - ・ 「最近のトラブル情報」
 - ・ 「高齢者の消費者被害」
 - ・ 「消費者問題」
 - ・ 「環境問題」
 - ・ 「食の安全・安心や健康食品」
- * 消費者啓発を実施した。
 - ・ 福祉まつりで振り込め類似詐欺防止講習を企画し、実施した。
 - ・ 自主研究した成果を地域のイベントで発表した。
 - ・ 消費者被害の防止を目的とする寸劇を発表した。

学ぶサポーター

- ・ 消費生活等に関するイベント・講座等に参加した。
- ・ 暮らしのサポーター研修を受講した。
- ・ 消費者まつりに参加した。
- ・ 消費者問題県民大会に参加した。
- ・ 消費者大学校実施の講座を受講した。
- ・ 消費者大学校大学院専門教育コースを受講した。

暮らしのサポーター

～愛称～
阿波の助っ人

募集



後を絶たない悪質商法や詐欺等による消費者被害を防ぐため、あなたの力をお貸しください。

awa no suketto このページは、暮らしのサポーターに登録していただいている方に向けて、活動の参考になる情報を提供するページです。

暮らしのサポーター

活動内容

暮らしのサポーターって？
消費者情報センターと消費者をつなぎ、消費者の役立つ情報を広めたり、地域の情報やニーズをセンターに取り次ぎ、消費者ネットの担い手(愛称:阿波の助っ人)のことをいいます。この活動にご賛同、いただける県民の全てが対象です。

研修会等

暮らしのサポーター研修会
-活動内容
-研修実施
-研修成果・発表
-講演会・調査・パブリックコメント、意見募集等の案内
-サポーター同士の交流
-活動の記録
-活動の報告

認定

暮らしのサポーターの認定
-募集
-認定
-その他

新着情報

暮らしのサポーターを募集しています

暮らしのサポーター通信

- 通信119-2016年6月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信118-2016年5月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信117-2016年4月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信116-2016年3月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信115-2016年2月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信114-2016年1月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信113-2015年12月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信112-2015年11月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信111-2015年10月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信110-2015年9月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信109-2015年8月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信108-2015年7月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信107-2015年6月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信106-2015年5月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- 通信105-2015年4月号(消費者被害対処法・交流コーナー)
- これ以前のものはこちらから

暮らしのサポーター通信

徳島県消費者情報センター
〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんトモニプラザ5階
電話:089-823-0110 / ファクシミリ:089-823-0174 / E-Mail: t-shohi@mail.pref.tokushima.jp
Copyright © 徳島県消費者情報センター All Rights Reserved.



徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ5階
 ☎暮らしのサポーター申込等受付 088-623-0612
 ☎消費生活相談受付 088-623-0110
 相談時間/平日(水曜日を除く) 9時～18時
 土曜日・日曜日 9時～16時
 休日/水曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
 メール相談はこちら <http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>
 ☎出前講座等問合せ先 088-625-8285

徳島県消費者情報センターホームページ
<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>
 暮らしのサポーター向けサイト
<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>





くらしのサポーターとは

行政と消費者を結び、消費者に役立つ情報を広めたり、地域の情報やニーズを行政に取り次ぐといったボランティア活動をする、消費者ネットの担い手（愛称：阿波の助っ人）をいいます。

活動の趣旨に賛同いただける県民（18歳以上の方）及び県内の団体を募集しています。

活動内容

くらしのサポーターとしての情報を広める、<伝える>サポーターを基本活動とし、ご本人の希望に沿って、活動のスタイルが選べます。

また、さまざまな活動を行っていただくに当たり、適宜、消費生活コーディネーターの支援を受けられます。

伝えるサポーター：基本活動

- ・消費者情報センター等からの情報を周りの消費者（家族、友人、近所や職場等）に広める。
- ・身の回りの消費者の相談やニーズを消費者情報センター等につなぐ。

学ぶサポーター

- ・くらしのサポーター研修会に参加
- ・消費生活等のくらしの学習に参加：消費者大学校（大学院）、金融経済講演会等
- ・消費者等の交流の場への参加：消費者まつり等のイベント

活動するサポーター

- ・周りの消費者の消費生活に関する簡易な相談に対応する。
- ・消費生活に関する街頭啓発活動に参加する。
- ・消費生活に関するモニター調査に協力する。
- ・パブリックコメント（県政への意見表明）やシンポジウム等で消費者としての意見を発表する。
- ・学習グループ活動を行う。
- ・県等が行っている消費者行政の推進に協力する。

教えるサポーター

- ・消費生活に関する講座の講師活動をする。
- ・地域の消費活動等に関する学習グループを主宰するなど消費者啓発を実施する。

募集期間

いつでも申請いただけます。

くらしのサポーター認定

認定申請

認定申請書を郵送、ファクシミリ又はメールで提出してください。

認定者には、「認定証」及び「活動手帳」を交付します。

認定の有効期間は年度末です。

※ 再認定を希望しない旨の申出がない場合は、翌年度についても「自動更新」になります。

- ・郵送 〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ5階
- ・メールアドレス t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
- ・ファクシミリ 088-623-0174
- ・消費者情報センターホームページ URL <http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーターへの支援

活動の参考になる情報や場の提供、また、無料でご利用いただける講師派遣、ビデオ・パネル貸出、パンフレットなどのご案内をします。

研修会等

「くらしのサポーター研修会」（県央部 県南部 県西部の3か所）や、「くらしのサポーター・消費生活コーディネーター交流会」を開催します。

情報発信 — いろいろなくらしの情報をお届けします！

- ・情報誌「くらしのサポーター通信」…………… 月1回
- ・「とくしま消費者交流ひろば」メールマガジン …… 毎週火曜日
登録はこちら PC <http://www.tokushohi.or.jp>
携帯 <http://www.tokushohi.or.jp/m/>
- ・消費者情報センターホームページ …………… 随時更新



PCサイト

携帯サイト

講演会、啓発活動等の実施 — ライフスタイルに合わせた活動を！

随時、案内しますので、参加できる事業にご協力ください。

くらしのサポーター交流の場 — 参加してください！

消費者、事業者、行政等の交流、連携を目的としたイベントの中で、くらしのサポーター同士の交流を図ります。

活動報告

年度の終わりに、活動手帳を提出していただきます。

メール又はファクシミリで報告する場合は、活動手帳の提出に代えて、ホームページに添付している報告様式を送付してください。

表彰

くらしのサポーター活動の功績が特に顕著な方につきましては、知事から表彰をいたします。